

平成18年12月14日

風 間 昭 彦 殿

金融庁監督局銀行第一課長

遠 藤 俊 英



「信託業法」に関する法令適用事前確認手続に係る照会について
(平成18年12月9日付照会文書に対する回答)

1. 照会者が営もうとする業務の内容等

照会者によれば、自身が営もうとする個人向けの信託に関するコンサルティング業務（以下「コンサルティング業務」という。）とは、相談者に対して、①遺言等に係る個人向けの信託の一般的な説明、②個人向けの信託の資料の配布、③相談者のニーズ・状況に応じた信託計画案の作成及びその説明、④相談者への助言等を行うものであるとしている。

また、照会者によれば、コンサルティング業務の結果、相談者が信託の設定を希望する場合、基本的に受託者となる信託会社の選定は、照会者は行わず相談者自らが行う。しかしながら、相談者自ら信託会社を選定することができず、相談者から信託会社の選定の求めがあった場合、照会者は、受託者として最適であると考えられる信託会社を選定し、相談者に報告することを行うが、それにより、当該信託会社から経済的対価を得ることはないとしている。

加えて、照会者によれば、信託会社に顧客候補を紹介する業務（以下「紹介業務」という。）とは、紹介した顧客候補と信託会社とが信託契約を締結した場合に、信託会社より経済的対価を受領するものであり、照会者はある特定の信託会社（以下「特定信託会社」という。）と紹介業務を行う契約を既に締結している。コンサルティング業務の相談者を紹介業務の顧客候補として特定信託会社に紹介することはないが、コンサルティング業務において、相談者から信託会社の選定の求めがあり、調査の結果、もし特定信託会社が最も適当な信託会社と判断するに至った時には、特定信託会社を相談者に報告するとしている。

2. 見解

照会者から、コンサルティング業務について、信託業の免許及び信託契約代理店業の登録を受けずに営んだ場合、信託業法第3条及び同法第67条第1項に違反しないかについて照会があったところである。これに対する当方の見解は、以下のとおりである。

(1) 信託業の該当性

信託業とは、信託業法第2条第1項において、「信託の引受けを行う営業をいう。」と規定されているが、コンサルティング業務は、上記1. のとおり、相談者から信託の引受けを行うものではない。

よって、照会者が照会文に記載した範囲において、コンサルティング業務は、信託業には該当せず、信託業の免許は必要なく、信託業法第3条違反とはならないと考える。

(2) 信託契約代理業の該当性

信託契約代理業とは、信託業法第2条第8項において、「信託契約の締結の代理（信託会社又は外国信託会社を代理する場合に限る。）又は媒介を行う営業をいう。」と規定されているが、信託契約締結の代理又は媒介に該当するかは、一連の行為の中で当該行為の位置付けを踏まえた上で総合的に判断する必要がある。

照会者は、上記1. のとおり、コンサルティング業務を営もうとする一方で、既に特定信託会社のために紹介業務を営んでいる。本照会について判断する上では、コンサルティング業務と紹介業務とがそれぞれ独立した業務といえるか、コンサルティング業務において特定信託会社側に立つ要素が全くないといえるかについて検討する必要がある。

照会者によれば、コンサルティング業務において、相談者から信託会社の選定の求めがあれば、当該特定信託会社を選定・報告することがあるとしている。この場合には、コンサルティング業務と紹介業務の間に独立性が認められず、特定信託会社側に立つ要素が全くないとはいえないことから、照会者は特定信託会社のために信託契約の締結の媒介を行っているとするのが相当であり、信託契約代理業の登録が必要となる。

よって、照会者が照会文に記載した範囲において、照会者は、信託契約代理業の登録が必要である。当該登録を行わない場合には、信託業法第67条第1項違反となり得ると考える。

(注) 本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものである。事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもある。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではない。